

交通安全協会だより（令和6年5月号）

～ 自転車交通安全運動実施中～

4月1日（月）から5月31日（金）まで

自転車は**車**のなかま ～ ルールを守って**安全運転**

- 自転車は歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。
- 左側通行等
 - ・車道の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。
- 路側帯通行
 - ・道路左部分に設けられた路側帯を通行することができます。
- 路側帯を通行するときの義務
 - ・歩行者の通行を妨げない速度と方法で進行しなければなりません。
- 並進の禁止等
 - ・他の軽車両と並進してはいけません。
 - ・並進可の道路標識がある道路では2台まで並進することができます。

普通自転車とは・長さ190cm以内、幅60cm以内・四輪以下・側車なし
・運転者席が1つでそれ以外の乗車装置がない。
（幼児用座席は除く）
・ブレーキが走行中、簡単に操作できる位置にある。
・歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突起物がない。

- 普通自転車の通行区分
 - ・自転車道がある道路では、自転車道を通行しなければなりません。
- 普通自転車が歩道を通行することができる場合
 - ・道路標識や道路標示で歩道通行が認められているとき
 - ・運転者が児童、幼児、70歳以上の方
 - ・車道通行に支障がある身体障害者の方
 - ・車道または交通の状況に応じて通行の安全等のために歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

ただし、警察官等から歩道を通行してはならない旨を指示されたときは、歩道を通行できません。
- 普通自転車の歩道通行の方法
 - ・普通自転車が歩道を通行するときは、普通自転車通行指定部分がある場合その部分を徐行して進行しなければなりません。

ただし、普通自転車通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければなりません。

 - ・歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

徳島県交通安全メインタイトル(年間スローガン)

「阿波の道 ゆずる心と 待つゆとり」